

郡山市在宅重度障害者対策事業要綱

平成16年3月19日改正

平成18年10月1日改正

平成22年12月24日改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(目的)

第1条 この要綱は、在宅重度障害者又は当該障害者のいる家庭に対し、治療材料及び衛生材料の給付を行うことにより、在宅重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者を言う。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、同手帳に記載されている障害の程度が1級若しくは2級の者又はこれらと同程度の障害を有する者であって、下肢又は体幹の部位に障害があり、かつ、知覚、膀胱及び直腸障害その他運動機能障害を有する者で、現に褥瘡、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の症状を有し、又は予防のための日常生活において、治療材料を用い医療的処置を必要とする65歳未満の者。

(2) 人工肛門又は人工膀胱を造設し、身体障害者手帳の交付を受けていない者で、衛生材料を必要とする者。

(3) 人工肛門又は人工膀胱を造設し、身体障害者手帳の交付を受けている者で、郡山市地域生活支援事業実施規則（平成18年9月28日郡山市規則第64号）別表第1に掲げる「ストマ用装具」の交付を受けることができない者。

(資格の喪失)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、資格を喪失させる。

(1) 死亡したとき。

(2) 施設に入所したとき。

(3) 第2条に規定する「在宅重度障害者」でなくなったとき。

(給付)

第4条 郡山市は、市内に住所を有する在宅重度障害者（その家族を含む。）に対し、別表に掲げる品目を、別に定める事務処理要領により給付する。

(給付の停止)

第5条 第3条の規定にかかわらず、病院又は診療所に入院している場合の経費については給付を停止する。

(譲渡及び担保の禁止)

第6条 郡山市在宅重度障害者対策事業の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することは認めない。

(不法行為による給付の返還)

第7条 在宅重度障害者が、偽り、その他不正の行為によって、この要綱による給付を受けたときは、受けた給付の全部又は一部に相当する額の返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

別表

| 種 別 | 品 目 |
|---------|---|
| 治 療 材 料 | 紙おむつ・おむつカバー・脱脂綿・油紙・医療用ソフトシーツ・浣腸液・ゴム手袋・安楽尿器・バンソーコー・ガーゼ・消毒液・バット・清拭剤・ピンセツト・円座・綿球・両面バンソーコー・ネル ただし、対象障害者一人につき月額3,000円を限度とする。 |
| 衛 生 材 料 | 人工肛門及び人工膀胱造設者用接着式袋・入浴パック・脱臭剤・皮膚保護用パック・伸縮性バンソーコー・採尿パック・ベルト・洗浄液パック・消毒液・ガーゼ・消毒綿・油紙・両面粘着シート・医療用ソフトシーツ・リング・腹巻 ただし、対象障害者一人につき月額4,000円を限度とする。 |